





19 高教政第 59 号

平成 19 年 4 月 17 日

教育長次長課長伍

各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育長

「公立学校教職員早期勧奨退職制度実施要領」の一部改正 について(通知)

このことについて、別添のとおり「公立学校教職員早期勧奨退職制度実施要領」の第2実施期間の期限を平成22年3月31日まで3年間延長する等の改正をしましたので、貴管内の教職員への周知方よろしくお願いします。

なお、平成 19 年度の退職勧奨の口頭申出期日等については、本年 11 月頃に通知する予定であることを申し添えます。

公立学校教職員早期勧奨退職制度実施要領

第1 趣 旨

この要領は、公立学校教職員の早期退職を促進し、組織の新陳代謝と活性化を図るため、退職手当についての特例制度(第3において「早期勧奨退職制度」という。)の 実施に関し必要な事項を定める。

第2 実施期間

平成13年4月1日から平成22年3月31日まで

第3 対象者

早期勧奨退職制度による退職(以下「早期退職」という。)の申出ができる教職員は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第2条第1項に規定する職員のうち、退職日における年齢が40歳以上50歳未満であり、かつ、勤続期間が10年以上である者とする。

第4 早期退職の申出

- 1 早期退職の申出は、各年度の1月末日までに行うものとする。
- 2 早期退職の申出は、早期退職申出書(別記様式)を市町村(学校組合)立学校に勤務する教職員にあっては市町村(学校組合)教育委員会を経て、県立学校に勤務する教職員にあっては校長を経て、県教育委員会に提出するものとする。

第5 早期退職の勧奨及び退職日

- 1 第4の規定により教職員から早期退職の申出があり、県教育委員会が適当と認めた場合は、退職の勧奨を行うものとする。
- 2 退職の勧奨は、市町村(学校組合)教育長又は県立学校長が口頭により行うものとする。
- 3 退職日は、原則として各年度の3月31日とする。ただし、やむを得ない理由により、 同日前に退職する必要があると認められる者については、この限りではない。

第6 優遇措置

- 1 退職手当算定の基礎となる給料月額は、退職時の給料月額及び当該給料月額にその者の定年である年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のうち、10年以下の年数については1年につき2%を、10年を超える年数については1年につき3%を乗じて得た額の合計の額とする。
- 2 退職日の属する年度の末日における年齢が50歳の者については、上記1の規定を適用せず、職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第5条の3を適用する。

第7 その他

早期退職を認められた場合であっても、本人の責に帰すべき理由により早期退職が適当でないと判断されるときは、早期退職として取り扱わないものとする。

(附 則)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 16 年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

対

照

新

公立学校教職員早期勧奨退職制度実施要領(抜粋)

第1 略

第2 実施期間

平成13年4月1日から平成22年3月31日まで

第3~5 略

第6 優遇措置

- 1 略
- 2 退職日の属する年度の末日における年齢が50歳の者については、上記1 の規定を適用せず、職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第 59号) 第5条の3を適用する。

第7 略

公立学校教職員早期勧奨退職制度実施要領(抜粋)

第1略

第2 実施期間

平成13年4月1日から平成19年3月31日まで

表

第3~5 略

第6 優遇措置

- 1 略
- 2 退職日の属する年度の末日における年齢が50歳の者については、上記1 の規定を適用せず、職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第 59号)第5条の2を適用する。

第7 略